

令和8年度砂利採取業務主任者試験実施案内書

1 趣 旨

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により砂利の採取に伴う災害の防止に関して必要な知識及び技能について試験を実施するもので、砂利採取業者は、この試験に合格した砂利採取業務主任者を事務所ごとに設置しなければならない。

2 受 験 資 格

制限なし

3 試 験 の 方 法

筆記試験による

4 試 験 科 目

- (1) 砂利の採取に関する法令
- (2) 砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)

5 試験期日及び場所

- (1) 試 験 期 日
令和8年11月13日（金）午前10時～正午
受付：午前9時30分～（※午前9時45分までに来場のこと。）
- (2) 試 験 場 所
テクノサポート岡山 研修室1
岡山市北区芳賀5301番地

6 受 験 手 続

- (1) 受験願書等の提出先
〒700-8570 岡山市北区内山下2丁目4-6
岡山県土木部河川課
- (2) 受験願書等の受付期間及び提出方法
令和8年9月11日（金）～10月9日（金）午前8時30分～正午、午後1時～午後5時15分（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
ただし、郵便又は信書便による送付の場合は、令和8年10月9日（金）の消印又は通信日付印があるものまで受け付ける。なお、郵送の場合は、封筒の表に「砂利採取業務主任者試験受験願書」と朱書すること。
- (3) 提出書類 各1通
 - ア 受験願書（様式第9）
 - イ 写真票
写真は縦6cm、横4cmとし、受験願書提出前6箇月以内に撮影した正面上半身像とする。裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記入し、写真欄に貼り付けること。
 - ウ 受験票（郵便はがき）
官製はがき（85円）を利用するか、85円切手を貼り、表面に郵便番号、送付先住所及び宛て名を明記すること。裏面には、受験者氏名（ふりがな）を記入した受験票様式を貼付すること。

(4) 受験願書等の配布

岡山県土木部河川課、各県民局建設部（各地域事務所建設部を含む。）、岡山市下水道河川局下水道河川計画課及び倉敷市建設局土木部土木課で交付する。

(5) 受験願書等の請求

ア 郵便で請求する場合

封筒の表に「砂利採取業務主任者試験受験願書請求」と朱書きし、宛て先明記の返信用封筒（長形3号、110円切手貼付）を必ず同封の上、岡山県土木部河川課まで送付すること。

イ インターネットで入手する場合

岡山県土木部河川課のホームページからダウンロードすることができる。

岡山県土木部河川課のホームページ <https://www.pref.okayama.jp/soshiki/64/>

7 受験手数料

8,710円

受験願書のバーコードを収納専用窓口で読み取り手数料を納付し、納付済証（シール形状）を納付済証貼り付け欄に貼り付けること。

なお、収納専用窓口は、岡山県出納局会計課のホームページに掲載している。

岡山県出納局会計課のホームページ <https://www.pref.okayama.jp/soshiki/73/>

8 試験案内及び受験票

受験願書等を受理した場合は、当該受験者に「受験票」を送付するので、試験当日必ず持参すること。

なお、受験票は受付締切後、岡山県土木部河川課から10月16日（金）頃発送するので、10月26日（月）を過ぎても受験票が届かない場合は、必ず岡山県土木部河川課（電話086-226-7478）まで連絡すること。

9 合格者の発表

合格者の受験番号について、令和8年11月27日（金）（予定）に岡山県土木部河川課前に掲示、岡山県土木部河川課のホームページに掲載する。

なお、合格者には郵送で直接通知する。

10 留意事項

- (1) 郵便事故等により受験願書等が岡山県土木部河川課に届かなかった場合、県は責任を負わないので、必要に応じて郵便書留等の利用を検討すること。
- (2) 試験会場内での喫煙はしないこと。また、ゴミは全て持ち帰ること。